

群馬県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業給付金支給要綱

(通則)

第1条 群馬県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内において支給するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 本事業は、賃金・物価上昇によって経営状況や医療需要の急激な変化の影響を受ける医療機関等に対して給付金を支給することにより、その安定的な運営を支援し、併せて医療に携わる職員の処遇改善を図ることにより、もって地域医療提供体制の維持・確保に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる事業により、それぞれ対象となる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）に対し給付金を支給する。

- 一 賃上げ支援事業
- 二 物価支援事業

(対象医療機関等)

第4条 対象医療機関等は、**別表1**の第1欄に掲げる事業において、第2欄で定める施設のうち第3欄で定める要件を満たすものとする。

- 2 前項の対象医療機関等は、自己又は自己の団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 五 自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 第1項の対象医療機関等は、自己又は自己の法人その他の役員等及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - 一 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
 - 二 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(支給額の算定方法)

第5条 給付金の支給額は、**別表2**の第2欄に掲げる施設においては、第3欄に規定する額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、**別表2**の第4欄に規定する支給上限額を超えない額とする。

(賃上げ支援事業の支給条件)

第6条 賃上げ支援事業に係る給付金の支給には、次の条件が付されるものとする。

- 一 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を給付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - 二 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 2 前項の各号に掲げる条件に違反した場合には、給付金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(給付金の申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、知事に対して、別途定める期日までに、**別表3**で定める事項（以下「申請書」という。）を別途定める方法により提出するものとする。

- 2 前項の申請は、施設単位で行うものとし、給付金の支給は、1回限りとする。
- なお、賃上げ支援事業及び物価支援事業を併せて活用する場合、申請は同時に行うものとし、複数回に分けての申請は認めない。

(支給決定及び額の確定)

第8条 第7条の規定による申請があった場合において、知事は規則第5条第1項の規定に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは給付金の支給を決定し、**別記様式1**により給付金の支給を受けようとする者に通知する。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な給付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、給付金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて給付金の支給を決定する。
- 3 物価支援事業では、申請書の提出をもって給付金の支給を決定する。
- 4 賃上げ支援事業では、申請書の提出をもって給付金を概算払いするとともに、別途の実績報告をもってその額を確定し、**別記様式2**により通知する。なお、実績報告は、知事に対して、別途定める期日までに、**別表4**で定める事項（以下「実績報告書」という。）を別途定める方法により提出するものとする。

(給付金の返還)

第9条 実績報告を確認した結果、概算払いした給付金の全部又は一部が別表2で定める賃金改善に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して給付金の額を確定し、その減額分の返還を求める。

2 給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は、給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

3 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合は、給付金の全部又は一部の返還を求める。

(支給決定の取消)

第10条 第7条第1項の申請に当たり、錯誤、虚偽又は不正があった場合は、知事は第8条各項の決定を取り消すものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 給付金の支給を受けようとする者は、自己又は自己の団体の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しない旨の誓約をしなければならない。なお、申請書に記載された誓約事項について、チェックマークを記入することで誓約したものとみなす。

(不法就労対策に係る誓約)

第12条 給付金の支給を受けようとする者は、自己又は自己の法人その他の団体の役員等及び被雇用者が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する不法就労及び不法就労助長に該当する行為を行わない旨の誓約をしなければならない。なお、申請書に記載された誓約事項について、チェックマークを記入することで誓約したものとみなす。

(その他事項に係る誓約)

第13条 給付金の支給を受けようとする者は、その他、県が別途定める事項に同意する旨の誓約をしなければならない。なお、申請書に記載された誓約事項について、チェックマークを記入することで誓約したものとみなす。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月16日から施行する。

別表 1 (第3条第1項関係)

	第1欄 事業	第2欄 施設	第3欄 条件
1	賃上げ支援事業	<p>県内に所在する有床診療所(医科及び歯科)</p> <p>県内に所在する無床診療所(医科及び歯科) 又は訪問看護ステーション</p>	<p>次のいずれも満たすこと。</p> <p>(1) 廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。</p> <p>(2) 次のいずれかを満たすこと</p> <p>ア. 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料(※1)を届け出ていること。</p> <p>イ. 県内に所在する有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションであつて、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない施設(※2)については、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約すること。</p>
		<p>県内に所在する保険薬局</p>	<p>次のいずれも満たすこと。</p> <p>(1) 廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。</p> <p>(2) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約(※3)すること。</p>
2	物価支援事業	<p>県内に所在する有床診療所(医科及び歯科)</p> <p>県内に所在する無床診療所(医科及び歯科)</p> <p>県内に所在する薬局</p>	<p>次のいずれも満たすこと。</p> <p>(1) 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること。</p> <p>(2) 廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。</p>

(※1) 対象となるベースアップ評価料は、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「入院ベースアップ評価料(医科)」、「入院ベースアップ評価料(歯科)」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかとする。

(※2) 現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない施設とは、医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員のみ診療所等をいう。

(※3) 誓約をした施設は、実績報告時において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。

なお、現在、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、県と協議の上、決定する。

別表 2 (第 4 条第 1 項関係)

	第 1 欄 事業	第 2 欄 施設	第 3 欄 支給額	第 4 欄 支給上限額
1	賃上げ支援事業	有床診療所（医科及び歯科）	対象職員（※ 4）の賃金改善（※ 5）の実績額	許可病床数×72 千円 ただし、使用許可病床数が 2 床以下の場合は 1 施設×150 千円を支給する。
		無床診療所（医科及び歯科）	対象職員の賃金改善の実績額	1 施設あたり 150 千円
		訪問看護ステーション	対象職員の賃金改善の実績額	1 施設あたり 228 千円
		所属する同一グループ内の保険薬局の数（※ 6）として 1 店舗以上 5 店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	対象職員の賃金改善の実績額	1 施設あたり 145 千円
		所属する同一グループ内の保険薬局の数として 6 店舗以上 19 店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	対象職員の賃金改善の実績額	1 施設あたり 105 千円
		所属する同一グループ内の保険薬局の数として 20 店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局	対象職員の賃金改善の実績額	1 施設あたり 70 千円
2	物価支援事業	有床診療所（医科及び歯科）	使用許可病床数（※ 7）×13 千円 ただし、使用許可病床数が 13 床以下の場合、1 施設あたり 170 千円	左欄と同額（定額）

	無床診療所（医科及び歯科）	1施設あたり 170 千円	左欄と同額（定額）
	所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1施設あたり 85 千円	左欄と同額（定額）
	所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上 19 店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1施設あたり 75 千円	左欄と同額（定額）
	所属する同一グループ内の保険薬局の数として 20 店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1施設あたり 50 千円	左欄と同額（定額）

（※4）対象職員とは、開設者と労働契約を締結している者であり、次に掲げる者以外であること。

- ① 対象医療機関等の管理者
- ② 対象医療機関等を開設する法人の理事長
対象医療機関等を運営する個人事業主
- ③ 薬局の開設者

（※5）賃金改善の具体的内容は、次の①又は②を満たすものであることを要する。

- ①原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
- ②賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給すること。また、4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

（※6）所属する同一グループ内の保険薬局の数とは、次のことを言う。

厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

(※7) 使用許可病床数とは、次のことを言う。

「使用許可病床数 (R7.8.1 時点)」から「令和6年度補正予算病床数適正化支援事業による削減数 (R7.8.2 以降)」を除いた数

【賃金改善に関する補足事項】

- ・ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることできる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- ・ 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- ・ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

【賃金改善に関する留意事項】

- ・ 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- ・ 一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみ賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる
- ・ 現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない。

別表 3

No	申請書入力項目	診療所・訪問看護ステーション	薬局
0	申請日	自動入力	自動入力
1	申請者情報 1	【申請者属性を選択】	【申請者属性を選択】
1-1	申請者情報 2	①法人の場合 名称・郵便番号・所在地・電話番号・代表者の役職及び氏名・担当者名・メールアドレスの入力 ②個人の場合 氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスの入力	①法人の場合 名称・郵便番号・所在地・電話番号・代表者の役職及び氏名・担当者名・メールアドレスの入力 ②個人の場合 氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスの入力
2	対象施設情報 1	【施設区分を選択】	【施設区分を選択】
2-1	対象施設情報 2	施設名称（フリガナ）・郵便番号・所在地・保険医療機関コードの入力 ※有床診療所を選択の場合のみ病床数を入力	施設名称（フリガナ）・郵便番号・所在地・保険医療機関コードの入力
3	申請する事業の種別情報	【事業の種別を選択】	【事業の種別を選択】
3-1	賃上げ状況 ※「賃上げ支援事業」を選択した場合のみ入力	【賃上げの状況を選択】	-
3-2	ベースアップ評価料届出状況 ※「賃上げ支援事業」を選択した場合のみ入力	【ベースアップ評価料の種別を選択】	-
3-3	ベースアップ評価料届出に関する誓約 ※「賃上げ支援事業」を選択した場合のみ入力	-	【誓約への同意にチェック】
4	給付金申請額	自動入力	自動入力
5	振込先口座情報 1	【振込先口座（委任の有無）の選択】	【振込先口座（委任の有無）の選択】
5-1	委任することへの同意 ※委任ありを選択の場合のみ	【委任することへの同意にチェック】	【委任することへの同意にチェック】
5-2	受任者情報 ※委任ありを選択の場合のみ	受任者の所属、受任者の役職名、受任者の氏名を入力	受任者の所属、受任者の役職名、受任者の氏名を入力
5-3	振込先口座情報 2	【金融機関種別の選択】	【金融機関種別の選択】
5-4	振込先口座情報 3	①銀行の場合 金融機関名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人カナの入力 ②郵便局の場合 通帳記号・通帳番号・口座名義人カナの入力	①銀行の場合 金融機関名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人カナの入力 ②郵便局の場合 通帳記号・通帳番号・口座名義人カナの入力
5-5	通帳の写しの添付要否の確認	【「令和7年度医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金」への申請の有無の選択】	【「令和7年度医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金」への申請の有無の選択】
5-6	通帳の写しの添付 ※5-5で「申請無しまたは同一振込先への入金に同意しない」を選択した場合のみ	画像又はpdfデータにより、振込口座通帳の写し（口座番号、口座名義等が確認できるもの）を添付	画像又はpdfデータにより、振込口座通帳の写し（口座番号、口座名義等が確認できるもの）を添付
5-7	保険薬局における施設基準届出状況報告書の写しまたは、特掲診療科の施設基準等に係る届出書の写しの添付	-	令和7年4月30日時点の同一グループ内の保険薬局数が確認できる書類「保険薬局における施設基準届出報告書」の写し、「特掲診療科の施設基準等に係る届出書」の写しを添付
6	確認・誓約事項への同意 ※③、④は賃上げ支援事業のみ対象	以下の確認・誓約事項にチェックして同意 ①暴力団排除に関する誓約への同意 ②不法就労外国人排除に関する誓約への同意 ③県要綱「賃上げ支援事業の支給条件」遵守への同意 ④県が別途定める誓約事項への同意	以下の確認・誓約事項にチェックして同意 ①暴力団排除に関する誓約への同意 ②不法就労外国人排除に関する誓約への同意 ③県要綱「賃上げ支援事業の支給条件」遵守への同意 ④県が別途定める誓約事項への同意
7	事務局への伝達事項	任意入力	任意入力

別表4

No	実績報告書入力項目	診療所・訪問看護ステーション	薬局
0	報告日	自動入力	自動入力
1	報告者情報1	【報告者属性を選択】	【報告者属性を選択】
1-1	報告者情報2	①法人の場合 名称・郵便番号・所在地・電話番号・代表者の役職及び氏名・担当者名・メールアドレスの入力 ②個人の場合 氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスの入力	①法人の場合 名称・郵便番号・所在地・電話番号・代表者の役職及び氏名・担当者名・メールアドレスの入力 ②個人の場合 氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスの入力
2	対象施設情報1	【施設区分を選択】	【施設区分を選択】
2-1	対象施設情報2	施設名称（フリガナ）・郵便番号・所在地・保険医療機関コードの入力 ※有床診療所を選択の場合のみ病床数を入力	施設名称（フリガナ）・郵便番号・所在地・保険医療機関コードの入力
3	賃金改善の基準日	【賃上げ額算定の基準日の選択】	【賃上げ額算定の基準日の選択】
3-1	賃金改善に関する情報1 ※賃上げ額算定の基準日を「令和7年11月」とした場合	賃上げ（ベースアップ分）情報、特別手当情報、一時金情報を入力	賃上げ（ベースアップ分）情報、特別手当情報、一時金情報を入力
3-2	賃金改善に関する情報2 ※賃上げ額算定の基準日を「令和7年3月」とした場合	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合の、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に関する情報	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合の、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に関する情報
4	給付金確定額	自動入力	自動入力
5	事務局への伝達事項	任意入力	任意入力